

# 告示

## 埼玉県告示第三百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散認可した熊谷中央土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

清算人の氏名及び住所	氏名	住所
	浅見 五兵	埼玉県熊谷市玉井千五百十四番地
	矢田堀 房雄	同 上奈良千三百六十二番地
	鈴木 康夫	同 玉井千六十八番地
	持田 英昭	同 千十番地
	富岡 清	同 中奈良二千三百五十九番地
	鈴木 正一	同 玉井千十九番地
	中島 とよ子	同 千四百五十三番地
	鯨井 邦夫	同 千八百九番地一
	中島 忠行	同 千八百四十三番地二
	田口 清	同 代千二百三十八番地二
	持田 朝光	同 玉井千百二番地
	森田 竹一	同 久保島千十番地
	持田 隆夫	同 玉井千四百八十五番地
	並木 善明	同 七十四番地一
	石関 久男	同 千四百五十番地
	渡辺 芳信	同 九十二番地